



GX-ETS

実効性のある排出量取引制度とは？

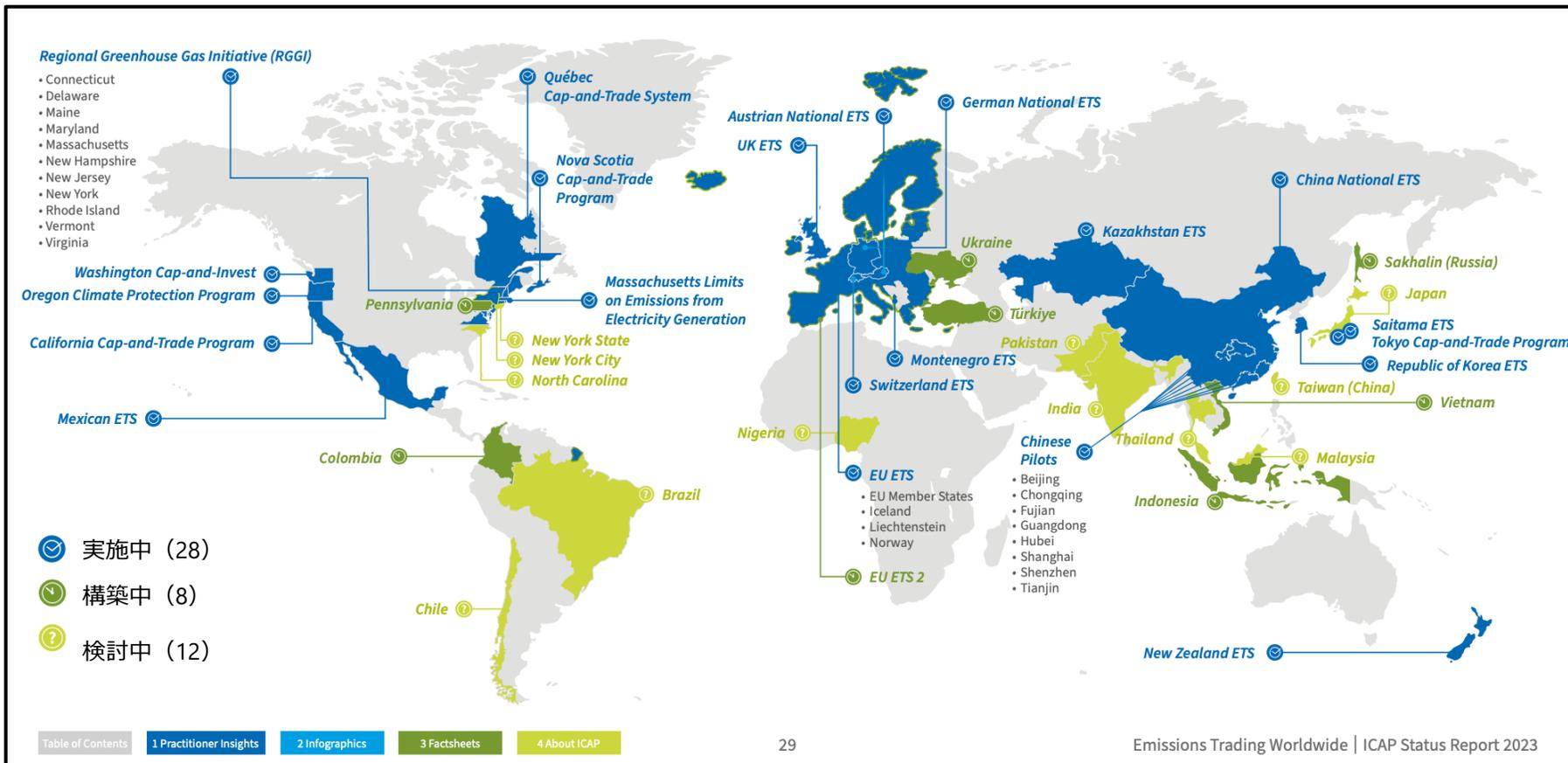
WWFジャパン 自然保護室長 山岸 尚之

2023年8月30日

世界で広がる排出量取引制度（ETS）



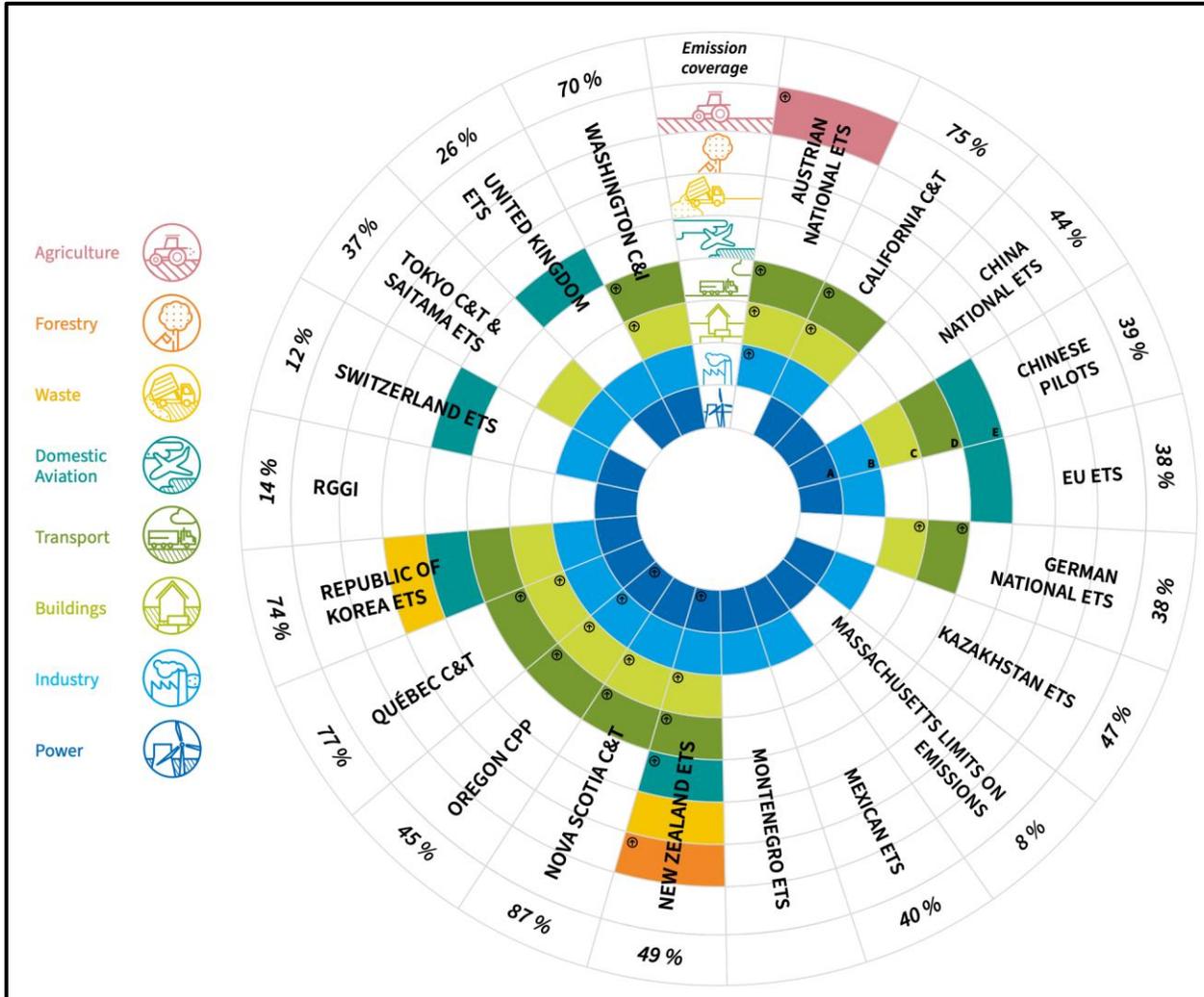
世界で**28制度**、カバーしているGHG排出量は全世界の**17%**



- 加えて、**8制度**が今後数年の間に導入予定。**コロンビア、インドネシア、ベトナム**を含む。
- さらに**12制度**が検討中。中には、初の**アフリカ（ナイジェリア）**も含まれる。

(出所) ICAP (2023) *Emissions Trading Worldwide: Status Report 2023*. <https://icapcarbonaction.com/en/publications/emissions-trading-worldwide-2023-icap-status-report>

対象部門も増える傾向に



- 多くのETSは、**電力部門・産業部門**を対象部門として開始。【図の青・水色】
- 加えて、区域内・国内の**航空部門**（国際航空ではなく）を対象とする傾向が見える（EU、イギリス、スイス、中国、韓国）。【図の緑色】
- 加えて、近年では、**運輸部門・建築物部門**を対象とする傾向も見えている。EU全体としても2027年から導入予定。【図の緑・黄緑】

(出所) ICAP (2023) *Emissions Trading Worldwide: Status Report 2023*.
<https://icapcarbonaction.com/en/publications/emissions-trading-worldwide-2023-icap-status-report>

そもそもETS（排出量取引制度）の利点は？

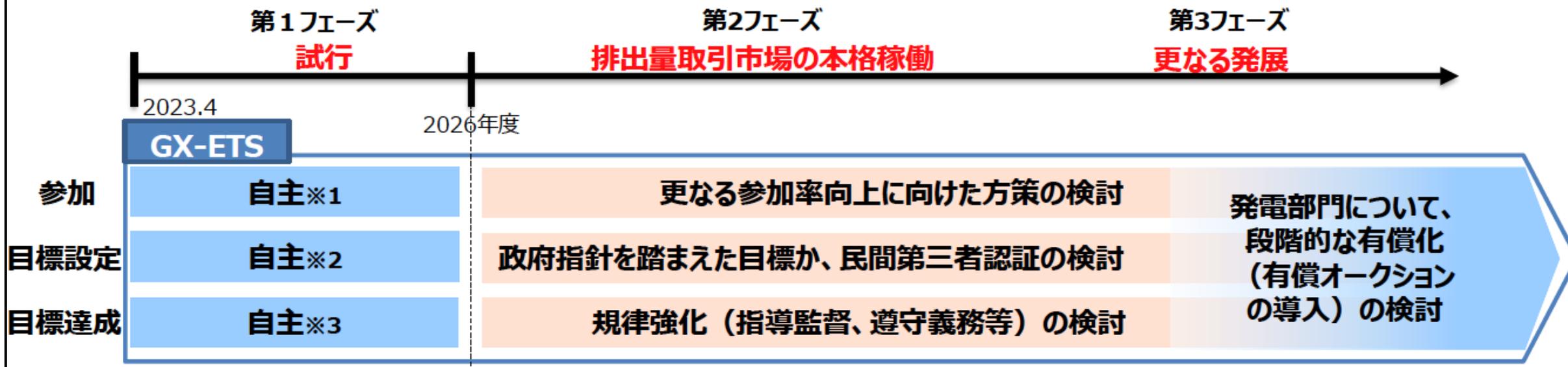


1. 排出「量」の管理を通じて、着実な削減が達成できる
 - 炭素税は「価格」を通じて
 - 46～50%削減目標との整合性確保
2. 社会全体で効率的な削減ができる
3. 炭素排出に価格が付くことで、排出量削減 = コスト削減となる
 - いわゆる外部不経済の内部化

GX-ETSのスケジュール



<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



※1 日本のCO₂排出量の4割以上を占める企業群(566社、2023年8月23日時点)が参加

※2 2050年カーボンニュートラルと統合的な目標(2030年度及び中間目標(2025年度)時点での目標排出量)を開示

※3 目標達成に向け、排出量取引を行わない場合は、その旨公表(Comply or Explain)

- 現状、GX推進法で法制化されているのは2033年からの有償オークションのみ。

(出所) GX実行推進担当大臣(2023)「我が国のグリーントランスフォーメーション実現に向けて」(第7回GX実行会議資料 令和5年8月23日)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaigi/dai7/index.html

GX-ETSの特徴と問題点（1）



GX-ETSの第1フェーズの概要

1. プレッジ



- 国内直接・間接排出（※）それぞれについて、以下を設定
 - ① 2030年度排出削減目標
 - ② 2025年度の排出削減目標
 - ③ 第1フェーズ（2023年度～2025年度）の排出削減量総計の目標
- 目標水準は各社が自ら設定

2. 実績報告



- 国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告
- 排出量の算定結果につき、第三者検証が必要

3. 取引実施



- 排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ（いわゆる、スコープ1に相当）。
 - 排出実績が1. ③第1フェーズの排出削減量総計の目標を上回る場合、**超過削減枠**や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明
 - 他社に売却可能な「**超過削減枠**」の創出は、NDC水準（※1）を超過削減した分（※2）
- ※1 基準年度が2023年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%
※2 制度開始時点で、2023年度のNDC水準を超過達成している場合の取扱いは、『GX-ETSにおける第1フェーズのルール』P51以下参照

4. レビュー



- 目標達成状況及び取引状況は、情報開示プラットフォーム「GXダッシュボード」上で公表
 - 具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。
- 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、各種支援策との連動を検討

※ 本資料において間接排出とは、エネルギー起源間接排出、いわゆるスコープ2を指す。

3

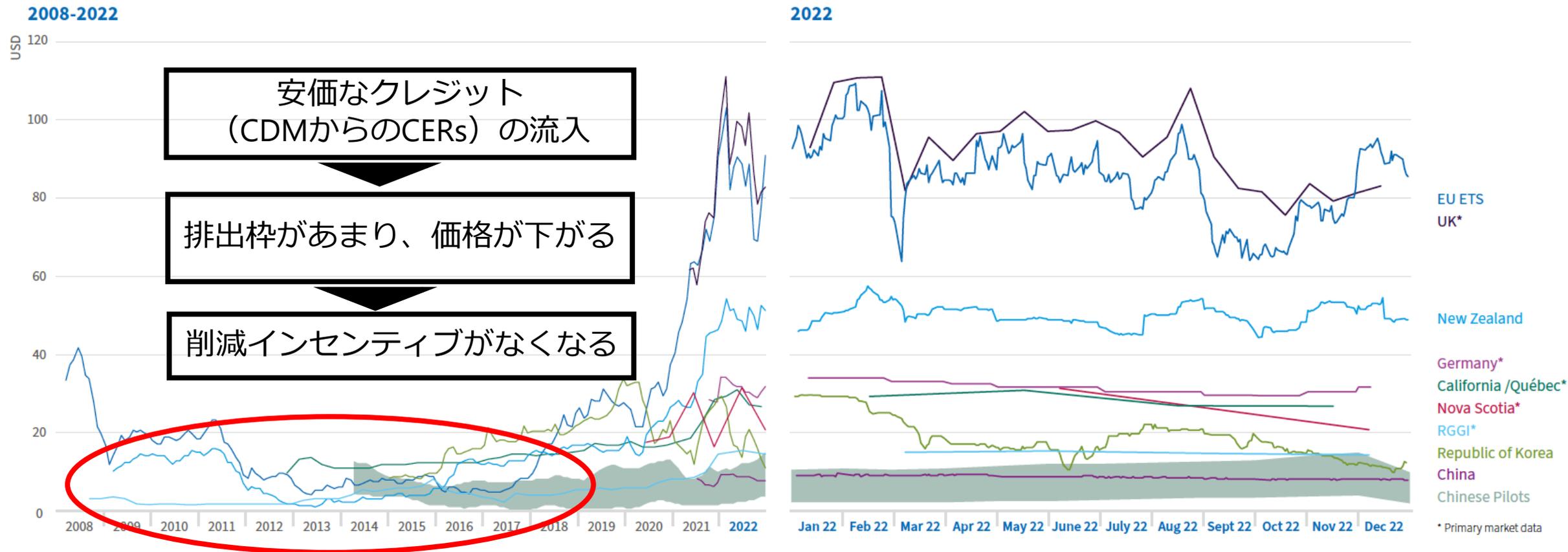
- 各社の目標水準は「自ら設定」となっているため、対象企業全体の取り組みと**国全体目標との整合性は確保されない**。「NDC水準」が問われるのは、超過削減分の創出可否のみ。**事実上の排出枠無償配布**。
- 目標未達の場合の対応の一つとして、「又は未達理由を説明」という選択肢が残されており、削減確実性がさらに下がることに加え、公平性の課題も。
- （単年度ではなく）**期間総量**を対象にしている点、**第三者検証**を求めている点などは良いポイント。

（出所） 経済産業省（2023）「GX-ETSの概要」（GXリーグシンポジウム 2023 講演資料） <https://gx-league.go.jp/topic/#mtg01>

EU ETSからの教訓



排出枠価格が低迷（20ドル未満）した原因の一つが、安価な外部クレジットの流入

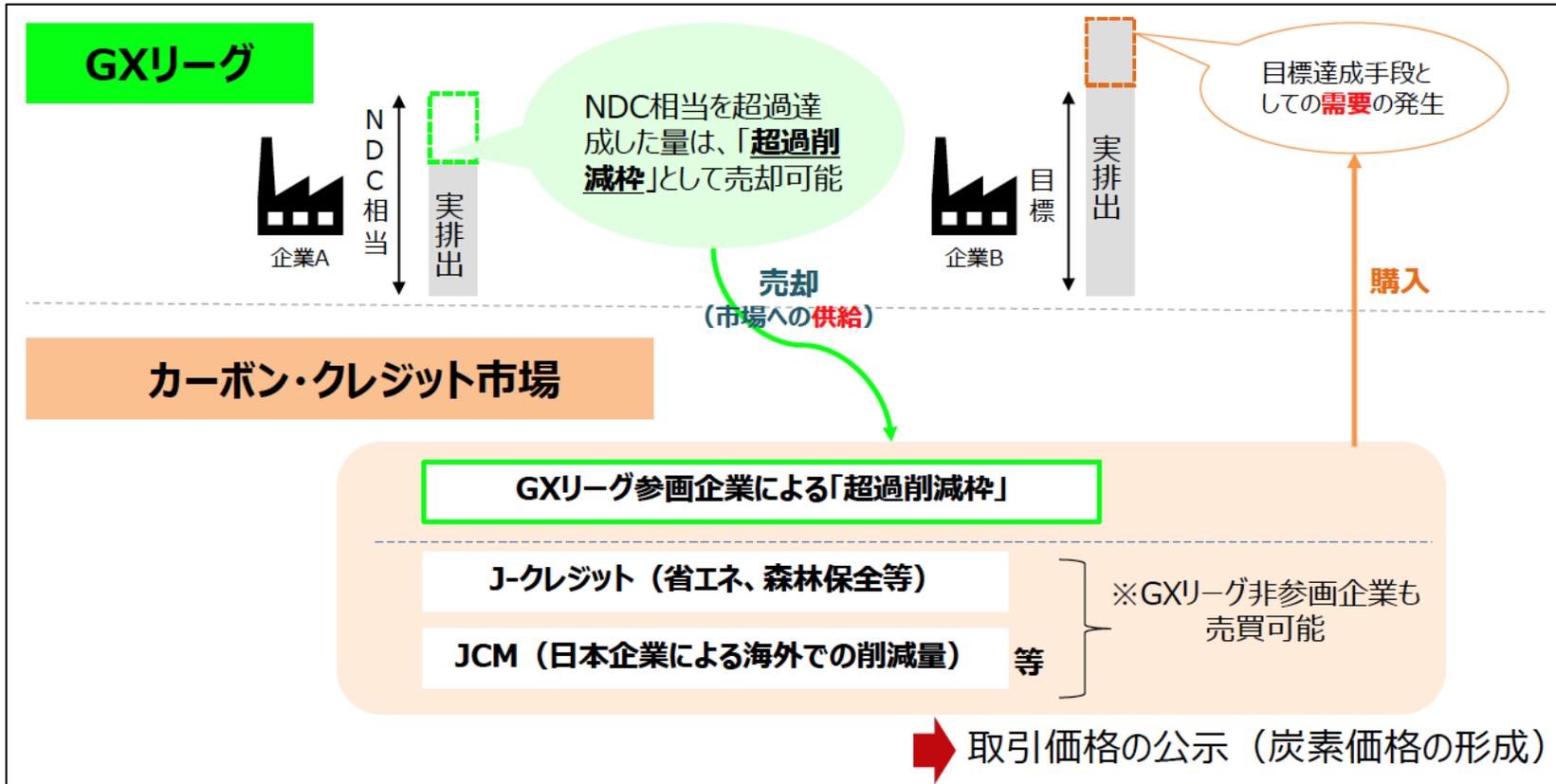


(出所) ICAP (2023) *Emissions Trading Worldwide: Status Report 2023*. <https://icapcarbonaction.com/en/publications/emissions-trading-worldwide-2023-icap-status-report>

GX-ETSの特徴と問題点 (2)



オフセット・クレジット利用を想定



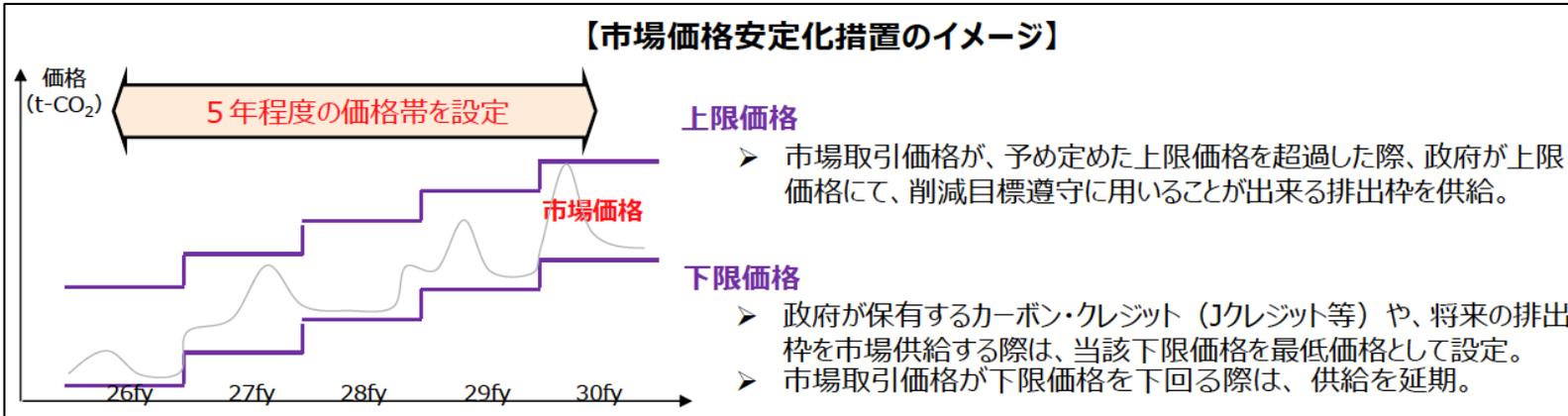
- カーボン・クレジット市場に参考となる価格形成を期待している。
- EU ETSと同様に、**ETS対象部門での削減インセンティブを削ぐリスク**もある。
- また、ここで行われた削減は、他部門での削減とカウントしないようにしなければ、国全体の削減カウントの中で矛盾が生じる。

(出所) GX実行推進担当大臣 (2023) 「我が国のグリーントランスフォーメーション実現に向けて」 (第7回GX実行会議資料 令和5年8月23日)
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gx_jikkou_kaiji/dai7/index.html

GX-ETSの特徴と問題点 (3)



上限価格の設定 ⇔ 削減を促すに十分な価格



- こうした上限価格／価格抑制の考え方はすでにGX推進法の中で、有償オークションについて入っている。

- 2020年に発表されたIEAのネットゼロシナリオでは、先進国の炭素価格は**2030年時点で130ドル**になることが想定されている。また、2017年のカーボン・プライスに関するハイレベル委員会報告書（スティグリッツ氏・スターン氏共同議長）では、**2030年までに50～100ドル**の炭素価格が必要と結論づけている。
- 実績として、**EU ETSは2023年2月時点で100ユーロ**を記録した。

(出所) GXリーグ設立準備事務局 (2022) 「来年度から開始するGXリーグにおける排出量取引の考え方について③」 (GXリーグにおける排出量取引に関する学識有識者検討会 (第3回) 資料 令和4年12月) <https://gx-league.go.jp/topic/#mtg01>

- 「自主性」を重んじ過ぎて、排出量取引制度のそもそもの利点である「量のコントロール」を放棄すれば、何のための制度か分からなくなる。
- 基本に立ち返り、国の目標と整合する「キャップ」（=対象部門全体の排出上限）を定める方式に立ち返るべき。
- 配慮のあまり、価格下落を招いたり、価格は上がらないという予見性を与えてしまえば、結果として削減が進まなくなるリスクがある。EU ETSからの貴重な教訓。
- クレジットの利用や上限価格設定などは、いったんは禁止するか、極めて限られたケースのみに限定するべき。